

妻沼グラウンド・ゴルフクラブ 規約

第1章 名称および事務局

第1条 本クラブは『妻沼グラウンド・ゴルフクラブ』(略称: MGGC)と称し、事務局を代表の定めるところにおく。

第2章 目的および事業

第2条 本クラブは、生涯スポーツとしてグラウンド・ゴルフを楽しむことを最大の目的とし、会員相互の親睦を図り、健康で明るいコミュニティづくりに寄与する。

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本クラブ主催の競技大会の開催
- (2) 他クラブとの相互交歓大会の実施
- (3) 民間業者主催の競技大会への紹介
- (4) 指導者の養成
- (5) グラウンド・ゴルフに関する資料収集および会員への紹介
- (6) 会員相互の連絡調整

第4条 本クラブは、他のいかなる組織・団体からも規制・束縛等々を受けることなく、独立した組織として活動することを目的とする。

第3章 組織

第5条 住所・勤務地等に拘らず、真にグラウンド・ゴルフに親しむ意欲ある個人会員をもって組織する。

- 2 本クラブは、別途定める組織図による複数班を設け、各班長以下の連絡網を形成する。班員の所属は、地域・連絡の難易度により、役員・班長会議により決定する。
- 3 本クラブ会員は、上部団体である『熊谷市グラウンド・ゴルフ協会』『埼玉県グラウンド・ゴルフ協会』および『日本グラウンド・ゴルフ協会』の会員として登録することができる。
- 4 上部団体への登録は、本クラブの斡旋によって行う。

第4章 役員

第6条 本クラブには次の役員をおく。

代表	1名
副代表	1名
会計	1名
総務委員	1名
競技委員	1名 若干名 (変更4)
広報委員	1名 (変更4)
班長	若干名
副班長	若干名
監査	1名 (追加2)

2 役員の職務

代表 本クラブを代表し、会務を執行する。

上部団体である『熊谷市グラウンド・ゴルフ協会』の評議員または、理事としての職務を実行する。

副代表	代表を補佐し、代表事故あるときは、代表が予め定めた順序によりその職務を代行する。
会 計	本クラブの金銭出納および物品の受理を行う。 (購入品の見積・購入・決算報告など)
総務委員	本クラブ全体の事務処理（クラブの必要書類作成、総会資料作成および運営、諸通知の発行、渉外処理、および庶務処理）に関し諮問の検討を行い、また委嘱事項を執行する。
競技委員	本クラブの競技運営（会場設営、競技の進行、その他競技の進行上必要事項）に関する諮問の検討および委嘱事項を執行する。
広報委員	本クラブの活動状況報告、改訂ルールの周知、ルール・マナーの徹底（必要に応じ講習会・研修会の開催等）および他クラブとの情報交換と交歓大会の調整に任る。 (変更4)
班 長	本クラブと所属班員との連絡調整に任る。 本クラブの運営上、各班が責任を分担する場合には、班長がこれを指示・調整に任る。
副班長	班長を補佐し、班長事故ある時は、その職務を代行する。
監 査	本クラブの会計および活動の執行状況を監査する。 (追加2)

- 第7条 代表・副代表・総務委員・競技委員・広報委員・監査は総会において推薦・承認する。
- 第8条 班長・副班長は各班メンバーの互選により決定する。
- 第9条 会計は、役員・班長会議の推薦により代表が委嘱する。
- 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。
 - 3 前任者は後任者が決定するまで職務を行う。

第5章 会 議

- 第11条 本クラブの会議は、総会、役員・班長会議とする。
- 第12条 総会は、本クラブの全会員で構成する。
- 2 総会は代表が招集し、総務委員が議長となる。
 - 3 1／3以上の会員より要求があった場合、1ヶ月以内に、代表は総会を招集しなければならない。
 - 4 役員・班長会議で議決した内容が、総会において否決された場合には、総会での議決が優先される。
- 第13条 役員・班長会議は、代表が必要と認めた時に招集する。
- 2 役員・班長会議は、役員・班長で構成する。
 - 3 役員・班長会議の議長は、総務委員がこれに任る。
- 第14条 会議の定数は構成員の過半数とする。議決は多数決とし可否同数の場合は議長が決定する。
- 2 やむを得ず出席できない場合、委任状が提出されれば、これをもって多数票として扱う。
- 第15条 他クラブ・団体との交渉内容が本クラブの組織・運営に関する場合、総会における承認をもって、本クラブの統一意思とする。

第6章 会 計

- 第16条 本クラブの経費は会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもってこれに充当する。
- 第17条 本クラブの会費より、その一部は用具保守費として用具専用の費用とする。
(変更6)
- 第18条 年度末に繰越金が発生した場合、本クラブの用具拡充用として優先的に用具購入にあてる。

ただし、市協会支部としての用具を所有し・維持・管理を行う場合には市協会支部の運用に委ねる。 (変更7)

第19条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第20条 本クラブの代表および会計は、会計年度末に開催される総会において、収支決算報告の承認を得なければならない。

第7章 練習場所・日程・用具

第21条 本クラブの定期合同練習は毎週日曜日と水曜日の2日間とする。

ただし、市協会支部による合同練習日と重複する場合は市協会支部練習に統合する。 (変更7)

2 本クラブ内での大会は原則として、この定期合同練習日または土曜日に行うこととする。

ただし、会場確保等の問題ある時は、別の曜日に変更することがある。 (変更7)

第22条 定期合同練習の練習時間は下記に定める

(1) 4月～11月 8:30^(変更5) 9:00～12:00

(2) 12月～ 3月 9:00～12:00

第23条 本クラブの練習場所については、熊谷市内（旧妻沼地域）にある運動公園多目的広場を基本とし、適宜選択する。

2 練習場所を確保するために申請の必要がある場合、『競技委員』が担当し熊谷市に申請する。

『競技委員』が不在の時は『広報委員』『代表』が替ってこれに任る。 (変更4)

第24条 練習用具は、本クラブ専用の用具（ホールポスト、スタートマット、スタート表示板等）を所有する。ただし、市協会支部としての用具を所有し・維持・管理を行う場合には市協会支部の運用に委ねる。 (変更7)

2 『競技委員』は用具の破損状況を常に把握し、保守管理用手続きを『会計』に申し出て、用具の保全に努めること。

3 市協会支部としての用具を所有し・維持・管理を行う場合には市協会支部長に委ねる。

(変更7)

第8章 退会・懲罰・除名

第25条 退会する時は、その旨を代表に報告し、承認を得なければならない。

第26条 会員が死亡の場合、本クラブを退会するものとする。

第27条 本クラブまたは会員の品位を著しく汚す行為が認められた時、代表はその会員に対し除名処分を行う。

2 第2条に記す、本クラブの目的は生涯スポーツとしてグラウンド・ゴルフを楽しむことになり、会員相互の親睦とコミュニティづくりに反する行為は厳罰をもって対処する。